

三条市地域公共交通協議会規約の一部改正について

1 改正の趣旨

令和6年6月1日から新飯田線に係る運行事業者が新潟交通観光バス（株）からウエスト観光バス（株）へ移管されたことに伴い、三条市地域公共交通協議会委員について、新潟交通観光バス（株）からウエスト観光バス（株）に変更することから、別表1について一部変更するもの

2 改正の内容

法第6上第2項第2号の委員について、「新潟交通観光バス株式会社 常務取締役」から「ウエスト観光バス株式会社 代表取締役」に変更する。（別表1 関係）

3 改正規約案 別紙のとおり

4 施行期日 令和6年6月 日（三条市地域公共交通協議会の決議があった日）